

第1部 令和5年度予算

1. 予算成立の経緯

5年度予算は、4年12月23日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、5年1月23日に第211回国会（常会）に提出され、2月28日、衆議院可決、3月28日、参議院可決を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

2. 予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

(1) 経済情勢

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。政府としては、こうした景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（4年10月28日閣議決定）を策定した。その裏付けとなる4年度第2次補正予算（4年11月8日閣議決定、4年12月2日成立）等を迅速かつ着実に実行し、万全の経済財政運営を行う。こうした下で、4年度の我が国経済については、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.7%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度となることが見込まれる。消費者物価（総合）については、エネルギーや食料価格の上昇に伴い、3.0%程度の上昇率になると見込まれる。

5年度については、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進する。こうした取組を通じ、5年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要がけん引する成長が見込まれる。消費者物価（総合）については、各種政策の効果等もあり、1.7%程度の上昇率になると見込まれる。ただし、引き続き、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(2) 財政事情

我が国財政は、債務残高対GDP比が世界最悪の水準にある。高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等の構造的な課題に直面しており、新型コロナウイルス感染症対応や、累次の補正予算の編成等により、一層厳しさを増す状況にある。こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（4年6月7日閣議決定。以下「骨太方針2022」という。）等に沿った取組を着実に進めていく必要がある。

3. 予算編成の基本的考え方

5年度予算編成に当たっては、「令和5年度予算編成の基本方針」（4年12月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。（以下基本方針からの抜粋を基本としている。）

- （1） 5年度予算編成に当たっては、4年度第2次補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び骨太方針2022に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指す。
- （2） その際、骨太方針2022で示された「本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- （3） 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2022を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を策定し、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

4. 一般会計予算の規模等

（1） 一般会計予算の規模

5年度一般会計予算の規模は、4年度当初予算額に対して67,848億円（6.3%）増の1,143,812億円となっている。うち一般歳出の規模は、4年度当初予算額に対して53,571億円（8.0%）増の727,317億円となっている。

(2) 一般会計予算と国内総生産

① 一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

(表1) 一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A) (億円)	うち一般歳出(B) (億円)	国内総生産(C) (名目・兆円程度)	(A)/(C) (%程度)	(B)/(C) (%程度)
4年度	1,075,964	673,746	560.2	19.2	12.0
5年度	1,143,812	727,317	571.9	20.0	12.7
5年度の対前年度伸率	6.3%	8.0%	2.1%程度	-	-

(注) 1. 4年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

2. 4年度及び5年度の(C)欄は、5年度政府経済見通しによる。(4年度は実績見込み、5年度は見通し)

② なお、5年度の政府支出の実質GDP成長率に対する寄与度は、△0.5%程度となる見込みである。

(3) 一般会計歳入予算

① 租税及印紙収入は、現行法(税制改正前)による場合、4年度補正(第2号)後予算額に対して10,950億円増の694,540億円になると見込まれるが、法人課税及び消費課税の税制改正を行うこととしている結果、4年度補正(第2号)後予算額に対して10,810億円(1.6%)増の694,400億円になると見込まれる。

また、その他収入は、4年度当初予算額に対して38,828億円(71.4%)増の93,182億円になると見込まれる。

② 5年度における公債金は4年度当初予算額を13,030億円下回る356,230億円である。

公債金のうち65,580億円については、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、290,650億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、5年度予算の公債依存度は31.1%(4年度当初予算34.3%)となっている。

(表2) 一般会計歳入予算の内訳

(単位：億円)

1. 租税及印紙収入	
(1) 現行法（税制改正前）を5年度に適用する場合の租税及印紙収入	694,540
(2) 税制改正による増△減収見込額	△ 140
イ 法人課税	△ 110
ロ 消費課税	△ 30
(3) 5年度予算額 (1) + (2)	694,400
2. その他収入	93,182
3. 公債金	356,230
合 計	1,143,812

(表3) 公債依存度の推移（当初予算ベース）

(単位：億円、%)

年 度	一般会計予算規模 (A)	公債発行額 (B)	公債依存度 (B/A)
元	1,014,571	326,605	32.2
2	1,026,580	325,562	31.7
3	1,066,097	435,970	40.9
4	1,075,964	369,260	34.3
5	1,143,812	356,230	31.1

(注) 元年度及び2年度については、「臨時・特別の措置」を含んだ計数を掲載している。

5. 分野別の概要

(1) 税制改正

5年度改正については、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。

(2) 公務員人件費

5年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、4年度当初予算額に対して383億円（0.7%）減の52,583億円となっている。

具体的には、4年人事院勧告を踏まえ、官民較差に基づく国家公務員の給与改定が行われている。また、

行政機関の定員については、組織の新設（内閣感染症危機管理統括庁及びこども家庭庁）、人への投資の促進、外交・安全保障の強化等、内閣の重要課題の推進に必要な体制を整備することとしている。このほか、国家公務員の定年引上げによる退職手当の減少等を反映している。

地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を実施するなど、適切な見直しを行うこととしている。

（3） 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、5年度も引き続き、復興のステージに応じた取組を推進するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費7,301億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

（4） 特別会計

5年度においては、特別会計の数は13となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上等並びに国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等及び財政融資資金への繰入を控除した額は、80,944億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、4年度当初予算額に対して8,705億円（13.2%）増の74,421億円となっている。

（5） 決算等の反映

予算の更なる効率化・透明化を図るべく、決算等の反映にこれまでも積極的に取り組んできている。

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、決算に関する国会の議決や会計検査院の指摘等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を5年度予算に的確に反映している。

また、4年度予算執行調査については、39件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、5年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価・行政事業レビューに示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果等を5年度予算に的確に反映している。

6. 予算の主な内容

（1） 一般会計

5年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表4のとおりである。

(表4) 一般会計歳出予算の主要経費別内訳

(単位：億円、%)

事 項	年 度		5			
	4		予 算 額	増△減額	伸 率	構成比
	当初予算額	構成比				
社 会 保 障 関 係 費	362,735	33.7	368,889	6,154	1.7	32.3
文 教 及 び 科 学 振 興 費	53,901	5.0	54,158	257	0.5	4.7
うち科学技術振興費	13,787	1.3	13,942	154	1.1	1.2
国 債 費	243,393	22.6	252,503	9,111	3.7	22.1
恩 給 関 係 費	1,221	0.1	970	△252	△20.6	0.1
地 方 交 付 税 交 付 金 等	158,825	14.8	163,992	5,166	3.3	14.3
防 衛 関 係 費	53,687	5.0	101,686	47,999	89.4	8.9
下 記 繰 入 れ 除 く	53,687	5.0	67,880	14,192	26.4	5.9
防衛力強化資金(仮称) 繰入れ	—	—	33,806	33,806	—	3.0
公 共 事 業 関 係 費	60,574	5.6	60,600	26	0.0	5.3
経 済 協 力 費	5,105	0.5	5,114	8	0.2	0.4
(参考) O D A	5,612	0.5	5,709	98	1.7	0.5
中 小 企 業 対 策 費	1,713	0.2	1,704	△9	△0.5	0.1
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	8,756	0.8	8,540	△217	△2.5	0.7
食 料 安 定 供 給 関 係 費	12,699	1.2	12,654	△46	△0.4	1.1
そ の 他 の 事 項 経 費	58,354	5.4	58,004	△350	△0.6	5.1
新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費	50,000	4.6	40,000	△10,000	△20.0	3.5
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	—	—	10,000	10,000	—	0.9
予 備 費	5,000	0.5	5,000	—	—	0.4
合 計	1,075,964	100.0	1,143,812	67,848	6.3	100.0

(注) 1. 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。以下、表8まで同じ。

2. 4年度予算額は、5年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。以下、表7まで同じ。

① 社会保障（参考、表5）

社会保障関係費については、4年度当初予算額に対して6,154億円（1.7%）増の368,889億円を計上している。経済・物価動向等を踏まえつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（3年6月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）等における「新経済・財政再生計画」で示された社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成している（年金スライド分を除く高齢化による増は4,100億円程度、年金スライド分の増は2,200億円程度）。

制度別にみると、まず、医療については、5年度薬価改定を4年薬価調査に基づき実施することとしている。改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点から、4年薬価調査の平均乖離率7.0%の0.625倍（乖離率4.375%）を超える品目を対象としている。あわせて、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。これらにより、薬剤費は、3,100億円（国費722億円）を削減することとしている。

また、出産育児一時金を50万円に引き上げるとともに、国費による支援措置を後期高齢者医療制度からの支援が開始されるまでの5年度限りの措置として設けることとしている。

介護については、「介護職員の働く環境改善に向けた取組について」（4年12月23日全世代型社会保障構築本部決定）を踏まえ、ワンストップ型の相談窓口の都道府県への設置、介護ロボット・ICT機器の導入モデルの紹介等の取組を推進することとしている。

また、認知症の人への支援、認知症理解のための普及啓発等の認知症関連施策や、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組等の地域支援事業の推進に取り組む一方、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）について、評価指標や配分基準の重複を整理するとともに、地域医療介護総合確保基金（介護分）について、都道府県に造成された基金に積み上がった残高の活用を図り、国から繰り入れる予算を縮減する等、メリハリある対応を行うこととしている。

こども・子育て支援については、5年4月にこども家庭庁を創設し、こどもの視点に立って、こども政策を総合的に推進するため、こども家庭庁に関係する4年度当初予算額に対して、一般会計及び年金特別会計子ども・子育て支援勘定合わせて1,233億円（2.6%）増の48,104億円を計上している。4年度からの主な増額要因としては、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠届出・出生届出を行った妊婦等に対する経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する、出産・子育て応援交付金の継続実施のほか、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（人事院勧告に伴う処遇改善（+2.1%）、+3%程度の処遇改善（月額9千円）の満年度化）、保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数増（1.7万人）や放課後児童クラブの受け皿整備に伴う登録児童数増（2.4万人）等が挙げられる。

このほか、妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援として、産後ケア事業の利用料減免等

による母子保健対策の推進等に取り組むほか、大規模な保育所における加配等の保育の質の向上に取り組むこととしている。

年金については、基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置することとしている。その際、足元の物価等の状況を勘案し、5年度の年金額改定率を、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%と見込んで計上している。

障害保健福祉施策については、障害者及び障害児の地域生活を支援する事業（移動支援や意思疎通支援等）を、入院者訪問支援事業の創設などの充実を行いつつ、地方公共団体において、地域の特性・利用者の状況に応じて実施することとしている。

生活保護制度については、生活扶助基準の見直しに当たり、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会における検証を適切に反映することを基本としつつ、足元の社会経済情勢等も踏まえ、特例的な加算（月額1,000円/人）を行うとともに、それでもなお減額となる世帯は、現行の基準額を保障する措置を講ずることとしている。

また、医療扶助の適正化に向け、多剤服薬者に対する医薬品の適正使用に係る取組を強化するほか、「生活困窮者自立支援法」（平25法105）に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実施することとしており、とりわけ、就労をはじめとする自立の前提である「住まい」の確保に困難を抱える方への対応を強化することとしている。

雇用政策については、雇用調整助成金について特例措置の段階的な縮減を経て通常制度とすることとしている。

（表5） 社会保障関係費の内訳

（単位：億円、%）

区 分	年 度	5		
	4	予 算 額	増△減額	伸 率
年 金 給 付 費	127,641	130,857	3,216	2.5
医 療 給 付 費	120,925	121,517	592	0.5
介 護 給 付 費	35,803	36,809	1,007	2.8
少 子 化 対 策 費	31,094	31,412	318	1.0
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費	41,759	43,093	1,334	3.2
保 健 衛 生 対 策 費	4,756	4,754	△2	△0.0
雇 用 労 災 対 策 費	758	447	△312	△41.1
合 計	362,735	368,889	6,154	1.7

② 文教及び科学技術（参考、表6）

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等を図ることとし、4年度当初予算額に対して257億円（0.5%）増の54,158億円を計上している。

文教予算については、まず、義務教育費国庫負担金において、小学校高学年における教科担任制の推進等を図るため、1,100人の定数増を行うほか、小学校4年生の35人以下学級の実現や、通級による指導等のための基礎定数化に伴う743人の定数増を行うこととしている。一方、少子化の進展による基礎定数の自然減3,167人に加え、350人の加配定数の見直しを図るほか、国庫負担金の算定方法の見直し（800人相当）を行うこととしている。また、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進することとしている。

高等教育施策については、自ら意欲的に改革に取り組む国立大学を支援するため、国立大学法人運営費交付金について実績状況に基づく配分に係る指標を見直すとともに、学内資源の再配分等を伴う意欲的な教育研究組織の改革を支援する取組を拡充することとしている。また、私立大学等については、私立大学等経常費補助における配分の見直し等を通じてメリハリある資金配分を行うこととしている。

科学技術振興費については、科学技術・イノベーションへの投資として、重要先端技術の研究開発を戦略的に推進するとともに、基礎研究・若手研究者向け支援の充実等を図ることとしており、4年度当初予算額に対して154億円（1.1%）増の13,942億円を計上している。

（表6） 文教及び科学振興費の内訳

（単位：億円、%）

区 分	年 度		5	
	4	当初予算額	予 算 額	増△減額
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	15,015	15,216	201	1.3
科 学 技 術 振 興 費	13,787	13,942	154	1.1
文 教 施 設 費	743	743	△1	△0.1
教 育 振 興 助 成 費	23,139	23,054	△85	△0.4
育 英 事 業 費	1,217	1,204	△13	△1.0
合 計	53,901	54,158	257	0.5

③ 社会資本の整備（参考、表7）

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、新技術を活用した老朽化対策やハード・ソフト一体となった流域治水対策、先端的なデジタル技術を活用した洪水予測技術の開発加速など防災・減災、国土強靱化の総合的な取組を推進することとしている。

また、地域の創意工夫を生かした地域公共交通ネットワークの再構築や、生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備、建設・建築DXの推進等に重点的に取り組む。

具体的には、AI・ドローン等を活用した予防保全の取組など老朽化対策や特定都市河川の指定等を通じた総合的な治水対策、3次元データを用いた水害リスクや治水対策効果の「見える化」等を推進する。

さらに、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等の集中的実施や、交通渋滞の緩和による迅速・円滑な物流ネットワークの構築、コンパクトなまちづくりと連動した鉄道設備やバス関連施設の整備等を通じた地域公共交通の利便性向上・効率化等に取り組むこととしている。

これらの結果、5年度の公共事業関係費は、4年度当初予算額に対して、26億円（0.0%）増の60,600億円を計上している。

（表7） 公共事業関係費の内訳

（単位：億円、%）

区 分	年 度	5		
	4	当初予算額	予 算 額	増△減額
治 山 治 水 対 策	9,507	9,544	36	0.4
道 路 整 備	16,660	16,711	51	0.3
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備	3,988	3,976	△12	△0.3
住 宅 都 市 環 境 整 備	7,299	7,307	7	0.1
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	1,619	1,784	165	10.2
農 林 水 産 基 盤 整 備	6,079	6,078	△1	△0.0
社 会 資 本 総 合 整 備	13,973	13,805	△168	△1.2
推 進 費 等	676	619	△56	△8.3
計	59,801	59,823	22	0.0
災 害 復 旧 等	772	776	4	0.5
合 計	60,574	60,600	26	0.0

④ 経済協力（参考、表8）

一般会計ODA予算については、ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、4年度当初予算額に対して98億円（1.7%）増の5,709億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,634億円を計上し、技術協力（独立行政法人国際協力機構）については、1,519億円を計上している。

（注） 経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の規定により、分担金の一定割合部分のみがODAと定義されているため、経済協力費の全額がODA予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりODAと定義される部分があり、一般会計ODA予算は、これを加えたものとなっている。

（表8） 一般会計ODA予算の内訳

（単位：億円、%）

区 分	年 度	5		
	4	予 算 額	増△減額	伸 率
無 償 資 金 協 力	1,633	1,634	1	0.1
二 国 間 技 術 協 力	2,481	2,591	110	4.4
独立行政法人国際協力機構 運 営 費 交 付 金 等	1,518	1,519	1	0.1
そ の 他 の 技 術 協 力	964	1,072	109	11.3
国 際 機 関 へ の 出 資 ・ 抛 出	1,017	996	△21	△2.1
円 借 款 の 原 資 等	481	488	8	1.6
独立行政法人国際協力機構 出 資 金	471	478	8	1.6
株式会社日本貿易保険交付金	10	10	-	-
合 計	5,612	5,709	98	1.7

⑤ 防衛力の整備

防衛省所管の防衛関係費については、4年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとし、4年度当初予算額に対して14,192億円(26.4%)増の67,880億円を計上している。また、防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は68,219億円となる。

なお、上記の予算額から沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費(以下「SACO関係経費」という。)115億円並びに「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(18年5月30日閣議決定)及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(22年5月28日閣議決定)に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費(以下「米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)」という。)2,103億円を除いた防衛力整備計画対象経費は、4年度当初予算額に対して14,213億円(27.4%)増の66,001億円となる。

また、財務省所管の防衛関係費については、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力強化資金(仮称)への繰入れに必要な経費として33,806億円を計上している。

⑥ 中小企業対策

中小企業対策費については、取引適正化対策や中小企業の研究開発投資などに重点的な配分を図るとともに、事業再生・事業承継支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、中小企業・小規模事業者に対する貸出動向等を踏まえた信用保証に係る経費の減少等により、4年度当初予算額に対して9億円(0.5%)減の1.704億円を計上している。

具体的には、下請取引の適正化のための監督体制の強化、中小企業・小規模事業者が産学官連携により行う研究開発に対する支援、中小企業・小規模事業者の再生計画策定支援やマッチング支援などの事業再生・事業承継に対する支援等に取り組むこととしている。

資金繰り対策については、公的信用補完の基盤強化に必要な株式会社日本政策金融公庫に対する出資金及び資金供給業務円滑化に必要な同公庫に対する補給金を確保するとともに、信用保証に係る全国信用保証協会連合会への補助金等を計上している。

⑦ エネルギー対策

エネルギー対策については、「第6次エネルギー基本計画」（3年10月22日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

これらの施策を推進する一方、エネルギー対策特別会計の剰余金等の増加を踏まえた繰入額の減少等により、一般会計のエネルギー対策費として、4年度当初予算額に対して217億円（2.5%）減の8,540億円を計上している。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（28年12月20日閣議決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

⑧ 農林水産業

農林水産関係予算については、強い農林水産業の実現に向けた施策の推進等の観点から4年度当初予算額に対して94億円（0.4%）減の22,683億円を計上している。

具体的には、食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援により収益性の高い野菜や国内で自給できていない麦・大豆など畑作物の生産や、海外に依存した肥料・飼料などの国内生産を推進することとしている。

また、農林水産物・食品の輸出5兆円目標に向け、生産者・事業者の所得向上効果を把握しつつ、「農林水産物・食品輸出促進団体」を中核とした品目ごとの売り込み強化などの施策を実施することとしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金等により野菜等の高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進することとしている。

農業の基盤整備については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、再生林の省力化・低コスト化や間伐・路網整備、流域治水と連携した治山対策等を推進するとともに、新たな木材需要の創出や多様な担い手の育成の取組等を推進することとし

ている。

水産関係については、資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を着実に実施するとともに、水産業の成長産業化に向けて、収益性向上に必要な漁船・漁具等のリース方式による導入等を推進することとしている。また、外国漁船の違法操業等に対する取締り等を実施することとしている。

⑨ 治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、4年度当初予算額に対して28億円（1.0%）増の2,902億円を計上している。

具体的には、テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処として、テロ対策については、5年のG7広島サミットの開催に伴う警備対策のほか、テロの未然防止、テロへの対処体制の強化及び安倍元総理銃撃事件を踏まえた警備警護の強化を推進することとしている。また、大規模災害等の緊急事態への対処については、大規模災害対策を推進するほか、国境離島における警備事象に対処するための資機材の整備等を図るなど、対処能力の向上を図ることとしている。

サイバー空間の脅威への対処については、国境を越えて実行されるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、不正プログラムを用いた攻撃手法などの新たな脅威に先制的かつ能動的に対処するため、サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の充実強化をはじめとする警察の人的・物的基盤の強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

安全かつ快適な交通の確保については、近年、交通事故者に占める高齢者の比率が高水準となっているほか、次世代を担うこどものかけがえのない命が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあることから、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行うこととしている。

客観証拠重視の捜査のための基盤整備については、犯罪の悪質化・巧妙化、裁判員裁判制度の導入等により犯罪の立証における客観証拠の重要性が高まっていることから、DNA型鑑定の一層の推進や、検視、司法解剖等の充実を図ることとしている。

警察基盤の充実強化については、警察用車両及び装備資機材の整備や、警察署・警察学校等の警察施設の整備等を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、4年度当初予算額（施設費を除く。）に対して11億円（9.0%）増の135億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、就労支援体制の充実等を行うとともに、社会内処遇として、満期釈放者に対する「息の長い支援」を実施するための経費等を計上している。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、4年度当初予算額に対して218億円（9.9%）増の2,415億円を計上している。また、海上保安庁情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は、4年度当初予算額に対して200億円（9.0%）増の2,431億円となる。

具体的には、新たに取りまとめられた「海上保安能力強化に関する方針」（4年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩ 地方財政

5年度の地方財政については、骨太方針2021等を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、4年度当初予算額に対して5,264億円（3.4%）増の161,823億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、4年度当初予算額に対して5,166億円（3.3%）増の163,992億円となっている。

地方交付税交付金については、所得税等の収入見込額の増加に伴い、その一定割合である法定率分が増加している。また、地方税等の収入見込額の増加等を受け、前年度に引き続き、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じていないことから、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じないこととしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するために必要な額を計上するほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2年4月20日閣議決定）における税制上の措置としての固定資産税の減収額を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な額を計上することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、4年度当初予算額に対して3,073億円（1.7%）増の183,611億円を確保している。

（2） 特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第2項においては、

（I） 特定の事業を行う場合、

- (Ⅱ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (Ⅲ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

5年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

(特別会計一覧)

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
- ・地震再保険特別会計（財務省）
- ・国債整理基金特別会計（財務省）
- ・外国為替資金特別会計（財務省）
- ・財政投融资特別会計（財務省及び国土交通省）
- ・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
- ・労働保険特別会計（厚生労働省）
- ・年金特別会計（内閣府及び厚生労働省）
- ・食料安定供給特別会計（農林水産省）
- ・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
- ・特許特別会計（経済産業省）
- ・自動車安全特別会計（国土交通省）
- ・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、5年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、441.9兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、197.3兆円である。

この197.3兆円には、国債償還費等82.0兆円（4年度当初予算比10.9兆円減）、社会保障給付費75.4兆円（同1.8兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）19.9兆円（同0.1兆円増）、財政融資資金への繰入12.0兆円（同13.0兆円減）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は8.1兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.7兆円（同0.1兆円減）を除いた額は、7.4兆円となり、4年度当初予算額に対して0.9兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	5年度（億円）	4年度当初（億円）
特別会計歳出総額	4,419,088	4,672,824
特別会計の会計間取引額	564,926	683,837
特別会計内の勘定間取引額	286,983	271,832
一般会計への繰入額	18,530	2,885
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,575,513	1,529,404
純計額	1,973,137	2,184,866
i 国債償還費等	819,642	928,569
ii 社会保障給付費	753,842	735,605
iii 地方交付税交付金等	198,710	197,687
iv 財政融資資金への繰入	120,000	250,000
上記 i ～ iv を除いた純計額	80,944	73,006
v 復興関連経費	6,522	7,289
上記 i ～ v を除いた純計額	74,421	65,717

上記13特別会計のうち主なものについて概説する。

① 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 歳入において、5年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額118,002億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額5,900億円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額45,599億円の合算額169,500億円から、①20年度、21年度、28年度、元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき5年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額7,832億円を控除し、②同法等において5年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額154億円を加算した額161,823億円を一般会計

から受け入れることとしている。

財政投融资特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として1,000億円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として622億円を受け入れることとしている。

地方法人税については、18,919億円を計上し、その全額から28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金170,024億円(うち、震災復興特別交付税654億円)を計上することとしている。

(ロ) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、歳入において一般会計からの受入2,045億円を計上することとし、これを財源として歳出において個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため、地方特例交付金を計上することとしている。

(ハ) 「地方税法」(昭25法226)に基づき、歳入において一般会計からの受入124億円を計上することとし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付する固定資産税減収補填特別交付金を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。

(ニ) 「道路交通法」(昭35法105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入516億円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。

(ホ) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭30法113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(ヘ) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平31法3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として500億円を受け入れることとし、これを財源

として、森林環境譲与税譲与金として500億円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

- (ト) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」（昭40法157）に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」（昭27法180）第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (チ) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」（平31法4）に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (リ) 自動車重量税の収入の1,000分の431に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」（昭46法90）に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。
- (ヌ) 航空機燃料税の収入の13分の4に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」（昭47法13）に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。
- (ル) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」（昭32法77）に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。
- (ヲ) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

② 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

5年度においては、一般会計から252,494億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から560,748億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から156億円、脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入としてエネルギー対策特別会計から6億円、租税1,128億円、公債金1,531,212億円、復興借換公債金33,267億円、脱炭素成長型経済構造移行借換公債金11,034億円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式売払収入2,002億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入54億円、運用収入293億円、東日本大震災復興運用収入1億円、雑収入2,340億円及び東日本大震災復興雑収入22百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

③ 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

（イ） 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を120,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。

積立金より受入は、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（仮称）に基づく防衛力整備計画対象経費（仮称）の財源又は防衛力強化資金（仮称）への繰入れの財源に充てるため等の同法に基づく積立金からの受入れを見込んでいる。

なお、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（仮称）に基づく防衛力整備計画対象経費（仮称）の財源又は防衛力強化資金（仮称）への繰入れの財源に充てるために、同法に基づきこの勘定の積立金のうち2,000億円を一般会計に繰り入れることとしている。

（ロ） 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計10,167億円を見積もることとしている。

歳出については、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等を図ることとし、4,298億円（4年度当初予算額3,262億円）の産業投資支出を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律」（平19法23）に基づき、この勘定から一般会計への繰入金として、4,367億円を計上し、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（仮称）に基づく防衛力整備計画対象経費（仮称）の財源又は防衛力強化資

金（仮称）への繰入れの財源に充てることとしている。

なお、地方公共団体金融機構の納付金（1,500億円）は、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、1,500億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、26百万円を同勘定へ繰り入れることとしている。

（ハ） 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、185億円 of 特定国有財産整備費を計上している。

④ 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」（昭22法50）による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」（昭49法116）による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

（イ） 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から7百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、4年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

（ロ） 雇用勘定においては、失業等給付の雇用保険料率を本則0.8%（労使折半）とすることとし、失業等給付の支給に要する費用として12,561億円（うち一般会計からの繰入181億円）を、育児休業給付の支給に要する費用として7,625億円（うち一般会計からの繰入95億円）を計上している。また、失業等給付及び育児休業給付の事務に要する経費に充てるため、一般会計から8億円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き234億円（うち一般会計からの繰入64億円）を計上している。

雇用安定事業等については、人への投資「5年1兆円」施策パッケージとして、賃上げを伴う企業間・産業間の労働移動円滑化、主体的に学び直しを行う在職者や求職者等への直接支援、労働者のリスクリングへの支援等について所要の額を計上している。

(ハ) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

⑤ 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)及び「健康保険法」(大11法70)に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭46法73)等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(ロ) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、19,950億円を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、104,843億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(ニ) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、57億円を受け入れることとしている。

(ホ) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、25,033億円を受け入れることとしている。

(へ) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑥ 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費7,301億円を計上している。歳入については、復興特別所得税や復興公債金等による収入を見込んでおり、7,301億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として5,523億円を一括計上している。

(3) 政府関係機関

5年度において、4つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

① 株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「産業競争力強化法」（平25法98）に基づく業務として、事業再編又は事業適応の取組を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされているとともに、事業適応の

取組のうち、カーボンニュートラル実現に向けた取組を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合においては、当該金融機関に対し、利子補給を行うことができることとされている。

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令2法37）に基づく業務として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「造船法」（昭25法129）に基づく業務として、生産性向上のための基盤整備等の取組を造船事業者等が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「海上運送法」（昭24法187）に基づく業務として、船舶運航事業者等の競争力強化の観点から、高性能、高品質な船舶の導入を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令4法43）に基づく業務として、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

（イ） 国民一般向け業務

5年度においては、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として総額47,490億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付3,950億円）を計上している。この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金18億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金2億円、財政融資資金からの借入金30,700億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

（ロ） 農林水産業者向け業務

5年度においては、民間金融機関との協調や経営アドバイザー制度等のコンサルティング業務等の取組を引き続き推進しつつ、新型コロナウイルス感染症や物価・燃料価格高騰等の影響を

受けた農林漁業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、スマート農林水産業への転換や輸出基盤強化のための支援など、農林水産業の生産基盤強化や成長産業化を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として8,190億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善4,405億円、基盤整備462億円、一般施設1,200億円、経営維持安定2,023億円及び災害100億円である。

この計画のうち、7,352億円が5年度中に貸し付けられる予定であり、これに4年度の計画のうち、5年度に資金交付が行われる予定となっている548億円を加えると、5年度の資金交付額は7,900億円となる。この原資として、一般会計からの出資金64百万円、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金30億円、財政融資資金からの借入金7,630億円、社債の発行による収入200億円等を予定している。また、証券化支援業務において、一般の金融機関が行う農業融資の信用リスクの引受19億円を予定している。

(ハ) 中小企業者向け業務

5年度においては、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある中小企業の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、東日本大震災等による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、融資事業の貸付規模として27,400億円を計上している。この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金240億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金60百万円、財政融資資金からの借入金19,000億円、社債の発行による収入806億円及び回収金等7,353億円を予定している。また、証券化支援事業におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約（総額500億円を予定）により必要となる資産担保証券の取得208億円の原資として、社債の発行による収入194億円、有価証券回収金等14億円を予定しているほか、債務の保証605億円を予定している。

(ニ) 信用保険等業務

5年度における中小企業信用保険事業は、196,576億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業は660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金467億円を予定している。

(ホ) 危機対応円滑化業務

5年度においては、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が、銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資

事業の貸付規模として1,990億円を計上している。この原資として、財政融資資金からの借入金990億円及び社債の発行による収入1,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金1百万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から10百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金2億円を交付することとしている。

(へ) 特定事業等促進円滑化業務

5年度においては、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものの実施、事業再編又は事業適応の取組の実施、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等の実施、造船事業者等による生産性向上のための基盤整備等の実施、船舶運航事業者等による高性能、高品質な船舶の導入の実施及び特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業の実施を図るために必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として2,367億円を計上している。この原資として、財政融資資金からの借入金2,367億円を予定している。また、事業適応の取組の実施のうちカーボンニュートラル実現に向けた取組においては、利子補給事業を予定しており、その利子補給の原資として、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定からの補助金4億円を予定している。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金1億円を交付することとしている。

② 株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

5年度においては、日本企業のサプライチェーン強靱化やグリーンやデジタルなど先端分野における日本企業の海外展開を金融面で支援していくこととし、総額26,500億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金900億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金9,810億円、社債の発行による収入18,650億円及び借入金償還等△3,260億円を予定している。

なお、グローバル投資強化ファシリティにおいて資金需要の増加などに伴い外貨資金が必要な場合にあっては、外国為替資金からの借入れを行う場合がある。

7. 財政投融资計画の主な内容

(1) 財政投融资計画策定の基本的考え方

5年度財政投融资計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等を行うこととした。

この結果、5年度財政投融资計画の規模は、162,687億円（4年度計画比13.9%減）となっている。このうち、産業投資は4,298億円（4年度計画比31.8%増）となっている。

最近における財政投融资計画の規模の推移は、次のとおりである。

(表9) 財政投融资計画の規模の推移

(単位：億円、%)

年 度	金 額	対前年度伸率
元	131,194	△ 9.3
2	132,195	0.8
3	409,056	209.4
4	188,855	△ 53.8
5	162,687	△ 13.9

なお、経済事情の変動等に応じ、機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50%の範囲内で増額しうよう、弾力条項を設けることとした。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25%の上限を設けることとした。

(2) 重要施策

事業者への資金繰り支援については、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すこととしている。

「新しい資本主義」の加速については、「人への投資」への取組として、株式会社日本政策投資銀行において、人的資本に関する非財務情報に着目した融資制度を強化し、企業の人的資本に対する取組を促すこととするほか、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、「健康経営優良法人」と認定された中小企業等を支援することとしている。このほか、日本私立学校振興・共済事業団において、デ

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて大学の学部再編等を支援することとしている。また、スタートアップへの取組として、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、高い成長性が見込まれるスタートアップを対象とする融資制度の活用等により、スタートアップへの金融支援を強化することとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、「D B J スタートアップ・イノベーションファンド」を活用するなど、スタートアップ及びベンチャーキャピタルへの資金供給を強化することとしている。さらに、GX（グリーン・トランスフォーメーション）への取組として、株式会社脱炭素化支援機構において、民間企業等による脱炭素化に向けた意欲的な事業活動を支援することとするほか、独立行政法人住宅金融支援機構において、グリーン債を発行することにより、省エネルギー性に優れた住宅の普及を促進することとしている。

外交・安全保障環境の変化への対応については、株式会社国際協力銀行において、我が国企業のサプライチェーン強靱化や、グリーン・デジタルなど先端分野における我が国企業の海外展開を支援することとするほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、我が国企業の天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給等の取組を支援することとしている。このほか、株式会社日本政策金融公庫において、半導体や蓄電池等の重要な物資の安定供給確保を図る事業者の長期・大規模な資金需要に的確に対応することとしている。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしている。

なお、各分野の措置状況は以下のとおりである。

① 中小零細企業

中小零細企業については、49,715億円（4年度35,667億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援すること等としている。

② 農林水産業

農林水産業については、7,962億円（4年度6,988億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、民間金融機関との協調や経営アドバイザー制度等のコンサルティング業務等の取組を引き続き推進しつつ、新型コロナウイルス感染症や物価・燃料価格高騰等の影響を受けた農林漁業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、スマート農林水産業への転換や輸出基盤強化のための支援など、農林水産業の生産基盤強化や成長産業化を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応すること

等としている。

③ 教育

教育については、8,047億円（4年度56,706億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保することとするほか、日本私立学校振興・共済事業団において、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて大学の学部再編等を支援すること等としている。

④ 福祉・医療

福祉・医療については、4,362億円（4年度10,440億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた福祉・医療事業者の資金繰りを支援すること等としている。

⑤ 環境

環境については、1,007億円（4年度927億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社脱炭素化支援機構において、カーボンニュートラルの実現に欠かせない民間による自発的な事業活動をあらゆる分野で誘発するため、脱炭素化に資する事業活動への資金供給を的確に行うこと等としている。

⑥ 産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、10,521億円（4年度10,086億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、様々な産業における技術開発やポストコロナを見据えたイノベーションに関する取組等に資金を供給するほか、「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を活用するなど、スタートアップ及びベンチャーキャピタルへの資金供給を強化することにより、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションを推進すること等としている。

⑦ 住宅

住宅については、7,681億円（4年度8,148億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を

図るための増改築事業等を推進することとするほか、独立行政法人住宅金融支援機構において、グリーン債を発行することにより、省エネルギー性に優れた住宅の普及の促進を支援すること等としている。

⑧ 社会資本

社会資本については、29,211億円（4年度26,341億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、承継債務の円滑な償還・利払い等を実施すること等としている。

⑨ 海外投融資等

海外投融資等については、35,430億円（4年度24,718億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社国際協力銀行において、我が国企業のサプライチェーン強靱化や、グリーン・デジタルなど先端分野における我が国企業の海外展開を支援すること等としている。

（3）原資

5年度財政投融資の原資としては、4年度計画額に対し26,168億円（13.9%）減の162,687億円を計上している。

財政融資については、財政融資資金127,099億円を計上している。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、5年度において、財政投融資特別会計国債120,000億円の発行を予定している。

産業投資については、株式会社国際協力銀行等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むことにより、4,298億円を計上している。

政府保証については、政府保証国内債17,825億円、政府保証外債13,065億円、政府保証外貨借入金400億円の合計31,290億円を計上している。